

令和8年度 第1回丹波市介護保険事業運営協議会 会議録

日時	令和8年5月21日（木） 午後2時00分～午後4時00分
場所	丹波市役所本庁第2庁舎 2階201会議室
参加者	馬場会長、細見副会長、大塚委員、八木委員、藤本委員、小椎尾委員、梶川委員、大野委員、 藤井委員、猪瀬委員、細見委員、c委員 (欠席：池田委員、永井委員、上田委員)
会議内容	1. 開会 2. あいさつ 3. 報告事項 (1) 介護サービス事業所の指定申請について・・・ 資料 No. 1-1、1-2、1-3 (2) 地域包括支援センターの令和7年度運営状況及び令和8年度事業計画について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 No. 2-1、2-2 4. 協議事項 在宅介護実態調査集計結果（速報値）について・・・ 資料 No. 3 5. その他 令和8年度第2回介護保険事業運営協議会の開催について 6. 閉会

1. 開会

【事務局】

ただいまから令和8年度第1回丹波市介護保険事業運営協議会を開会いたします。

(資料確認)

次に、委員の交代についてご報告いたします。

福祉関係者代表として久下恵太様に代わり藤本裕二様、被保険者代表として谷和義様に代わり大野亮祐様、関係行政機関の職員として蔭山広明様に代わり細見秀和様にお世話になります。

それでは、福祉部長より委嘱書を交付いたします。

(高見福祉部長より大野委員、細見委員、藤本委員に委嘱状の交付)

それでは、新任の委員の皆様から一言ずつごあいさつをいただきたく存じます。

(新任委員あいさつ)

【事務局】

前任者の残任期間として、本年5月末までの短期間ではございますが、よろしくお願いいたします。

本日は、学識経験者の池田委員から事前に欠席のご連絡をいただいております。委員15名のうち本日12名のご出席をいただいておりますので、丹波市介護保険事業運営協議会規則第5条第2項に定める委員の2分の1以上の出席要件を満たし、会議が成立したことをご報告いたします。

2. あいさつ

【事務局】

次第2「あいさつ」に移ります。会長よりごあいさつをお願いいたします。

【会長】

委員の皆様、本日は大変お忙しい中、令和8年度第1回運営協議会にご出席いただきありがとうございます。本日の協議会では、報告事項として「介護サービス事業所の更新指定申請」、「令和7年度地域包括支援センターの運営実績」及び「令和8年度事業計画」、協議事項として第10期介護保険事業計画策定に向けて実施された「在宅介護実態調査の速報結果」を取り扱います。各委員におかれましては、疑問点や確認事項等について、忌憚のないご質問・ご意見をいただきますようお願い申し上げます。

【事務局】

以後の議事進行については、会長をお願いいたします。

3. 報告事項

(1) 介護サービス事業所の指定申請について

【会長】

それでは次第3「報告事項」に移ります。

まず(1)「介護サービス事業所の指定申請」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料 No. 1-1、1-2、1-3の説明)

【会長】

何かご質問やご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(特に意見なし)

(2) 地域包括支援センターの令和7年度運営状況及び令和8年度事業計画について

【会長】

(2)「地域包括支援センターの令和7年度運営状況及び令和8年度事業計画」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料 No. 2 - 1、2 - 2 の説明)

【会長】

何かご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【委員】

資料 18 ページの丹波市指定事業(1) 一般介護予防事業の①に「神戸大学と連携し、令和 9 年度以降、のうピカエクササイズ」の普及に関しての検討を行い」とありますが、この「のうピカエクササイズ」とはどのような内容でしょうか。先ほどご説明いただいた「のう KNOW」とは関連しているのでしょうか。

【事務局】

「のうピカエクササイズ」は、現在実施している「いきいき百歳体操」に加えて、有酸素運動をしながら頭を使うという介護予防運動です。「いきいき百歳体操」とは別に実施するものですが、両者を併せて実施いただく形で進めてまいりたいと考えております。

【委員】

この「のうピカエクササイズ」という名称は丹波市が命名されたのでしょうか。

【事務局】

「のうピカエクササイズ」の名称は、神戸大学と S O M P O ケアが共同で取り組んでいる事業のものでございます。丹波市では、約 3 年前から神戸大学と連携した体操への取組を開始しており、一昨年には地域の「いきいき百歳体操」団体から公募したところ約 50 団体から応募があり、現在も試行的に取り組んでいるところです。神戸大学は本年度 1 月頃に研究成果を発表される予定で、参加者からは「頭がすっきりする」、「楽しくできる」といった感想をいただいております。令和 9 年度から全域的に展開すべく、「いきいき百歳体操」の終了後に脳の体操として併せて実施いただく形で進めたいと考えており、令和 8 年度はその準備を行います。

【委員】

ネーミングは神戸大学と S O M P O ケアの共同によるものということですね。

【委員】

同じく資料 18 ページに記載のある認知症映画上映会について、上映する映画の内容は決まっているのでしょうか。丹波市社協でも以前、福祉大会で認知症をテーマにした映画上映と講演会を行った経緯があります。会場は春日文化ホールを想定しておられるのでしょうか。

【事務局】

映画は「オレンジ・ランプ」という、若くして認知症になられた方を描いた作品です。会場はゆめタウン内のポップアップホールを予定しております。

【委員】

会場の規模について、社協が春日文化ホールで実施した際は、立見席を設けても入りきれないほどご来場がありました。テーマが若年性認知症であるため需要が読みにくい面はありますが、ゆめタウンのポップアップホールは春日文化ホールより規模が小さいため、参考までに申し上げます。

続けて質問させていただきます。資料 8 ページの「いきいき百歳体操の推進」について、実施団体数 202 団体のうち休止団体が 4 団体とのことですが、社協で推進している「ふれあいきいきサロン」では、休止ではなく廃止届を提出されるケースも出てきております。立ち上げから合併前を含めて長期間が経過しており、世代交代を試みても継続が難しく廃止されるケースもあると伺っております。当該 4 団体の休止理由について、把握されている範囲でお聞かせいただけますか。

【事務局】

継続してお休みされている 4 団体については、メンバーが減少していることや、中心となるリーダーの方が病気等で参加できなくなり次のリーダーへの交代が難しい状況など、それぞれの事情がございます。市としては、廃止までは至らないものの活動を止められているという状況と認識しております。市からは代表者宛に熱中症予防のチラシ送付等のタイミングで状況確認の声かけを行っており、継続いただける可能性も模索してまいります。委員からご指摘のあった点も意識しながら、状況把握に努めてまいります。

【会長】

ほかにごございませんでしょうか。

ご質問ないので、次に進みます。

4. 協議事項

(1) 在宅介護実態調査集計結果（速報値）について

【会長】

次第 4 「協議事項」に移ります。「在宅介護実態調査集計結果速報値について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料 No. 3 の説明)

【会長】

今回の調査は要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請を行った方を対象に実施されており、資料 3 ページから 26 ページが単純集計、27 ページ以降が計画策定に向けたクロス集計となっております。章ごとに、ご意見を伺ってまいります。

まず資料 27 ページから 50 ページの「在宅限界点の向上のための支援・サービス提供体制の検討」について、ご意見いかがでしょうか。

【委員】

率直に感じたのは、要介護3以上といっても、身体的な要介護なのか認知症の進行による要介護3なのかで状況は全く異なるという点です。資料28ページの図表3-1-2「要介護度別・施設等検討の状況」で、要介護3以上の検討中の割合が41.5%となっておりますが、私の経験からすると認知症のある要介護3の方が多いのではないかというイメージがありますが、その辺りはいかがでしょうか。

【事務局】

要介護度は介護度のみに着目した区分でございますので、当該要介護度に占める認知症症状のある方の割合についての分析は現状行っておりません。介護度別の人数として集計しております。

【会長】

次に、資料51ページからの「仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討」について、ご意見をお願いいたします。

【委員】

社協では昨年度、職員の「孫休暇」を創設し、新聞にも掲載いただきました。本テーマと直接の関連は微妙ですが、企業が家族介護への理解を深めることで介護をしやすい環境が整うと考えております。

調査結果には、働きながら介護を行い、時間休や年休を取得しているという分析がございました。年齢が高くなっても長く働かれる方が多い中、働くことと介護の両立ができるサービス提供が望まれます。まずは職場の理解、つまり休める環境整備や周囲の理解を得るための周知が必要と考えます。例えば商工会と連携し、企業の代表取締役等が集まる機会に、法定義務にプラスアルファとして、働きやすい環境や介護休暇取得が可能な環境について周知できる取組ができればと考えております。

【事務局】

一方で、福祉人材の確保が大きな課題となっており、事業所では人材確保や働きやすい職場づくりのため、休暇制度の整備やフレックスタイム制等の導入を進めておられます。本日までご出席の事業所でもそのような取組を伺っており、人材確保の観点からも重要な取組と認識しております。介護を行う家族の働きやすさという観点と併せて、引き続き意識して取り組んでまいります。

【会長】

次に、資料74ページから115ページの「保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討」について、ご意見いかがでしょうか。

【委員】

介護保険サービス以外のインフォーマルサービスとしてよくいただくご意見は、移送サービスが使いにくく、より便利なものを求める声です。配食サービスについても、事業所数が多くはなく、少ない中から選んでいただいているのが現状です。

見守りサービスについてもまさにご指摘のとおりで、ヘルパーは30分や1時間で帰ってしまうため、お一人になった時間帯に認知症の方を一人にしておけない、夜間の排泄介助も大変であるという声があります。常に誰かに見守ってもらえる環境を整えることは難しく、家族も働いておられる方が多い中、

排泄介助はいつ必要になるか分からない介助であるため、必要なときに排泄介助が受けられる体制や、常時の見守り体制がなければ在宅生活の継続は厳しくなると感じております。

【会長】

関連して、資料１３ページの「高齢者外出支援事業」について、令和６年度・７年度と交付者数が減少していることが気になります。事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

高齢者外出支援事業は、３００円券を１０枚交付し、例えば送迎で５回程度ご利用いただけるもので、外出機会の確保を主目的としております。本事業のみで外出全般をカバーするのは難しいのが実態です。

一方、市内では「デマンドタクシー」により、元気な方は３００円で町内を移動でき、町域を超えられない課題はあるものの、公共交通のバランスとして市内バスが医療センターまで運行されるなど、元気な方の移動手段は整いつつあります。要介護２以上の方には別途「お出かけサポート」事業により一定負担で外出いただける制度がございますが、家族が同行できない場合の常時的な外出支援は、選択肢として難しいのが実態です。地域では家族や近所の方との誘い合わせで買物に行かれる方も多く、コープ等の移動販売車による買物支援もありますので、これらをうまく組み合わせる取組が重要と考えております。外出支援のみに特化すると十分に対応できない部分もあるため、課題を整理しながら今後検討してまいります。

【会長】

次に、資料８６ページからの「将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービス提供体制の検討」について、感じておられることをお聞かせください。

【委員】

特別養護老人ホームへの入所は要介護３以上が条件となっており、資料９６ページからの介護度別・施設等検討状況を見ますと、要支援１・２から要介護２までの方は在宅サービスの利用で生活が可能な領域と考えられますが、要介護２を超える状態になると、次の段階として施設系入所を検討されるケースが増えてくるものと思われます。

特に認知症に関しては、施設で受け入れるケースと精神科での対応が必要となるケースの両方があり、要介護３以上の方には施設への申込みが多くございます。最近の傾向としては、入所申込みがやや少なくなっており、これは在宅での生活が何とか維持できているためと推察いたしますが、時期によって申込みが増えることもあり変動はあるものと考えております。

要介護２・３が在宅生活の限界点の一つとは思いますが、本アンケートの数値からは、ご家族で介護を継続しなければならないケースも見えてまいります。一概に要介護３以上が即施設入所というわけではないものの、傾向としてはその辺りが施設系と在宅・通所・訪問系の分かれ目になると思います。また、私も認定審査会に参加しておりますが、「とりあえず認定を受けておこう」というケースもございます。ケアマネジャー等への相談の段階で、何を利用したいか、何をしたいかをしっかりと相談しながら、ご本人の意思表示をされることも一つの方策かと感じております。

【事務局】

介護認定について、「お守り認定」と申しますか、相談の中で「とりあえず認定を取っておく」という方がおられるのは事実です。例えば自宅手すりの設置等の住宅改修のために認定を受け、その後はサービスを使われないまま更新を続けるという方もおられます。実際にサービスが必要となったときに申請いただくという周知も、今後必要と考えております。

施設入所の検討についても、委員ご指摘のとおり、立てる状態であれば在宅生活を続けたいというご希望は皆様お持ちです。ただ、要介護3程度から、ご自身の状態や介護者の思いから、退院後に入所を検討される傾向が一般的と認識しております。今回の調査結果を踏まえ、今後の事業計画に反映させてまいります。

【会長】

次に、資料99ページから106ページの「医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービス提供体制の検討」について、ご意見をお願いいたします。

【委員】

ご相談いただく認知症の方のうち、即座に施設入所が必要となる方はまれで、多くは在宅で十分生活できる方です。認知症の悪化をいかに防ぐかという観点から、デイサービスの利用が重要となります。認知症の方は自宅から外出されることがおっくうな方が多いのですが、認知症進行予防のため脳への刺激や、ADL維持のためのデイサービスやリハビリテーションの利用を勧めております。重度の認知症となれば精神病院への相談も必要となりますが、ほとんどの方は軽症ですので、今後もデイサービスやリハビリテーションの利用を勧めてまいりたいと考えております。

【事務局】

丹波市でも認知症関係の相談日を複数設けており、相談を経て医療機関へつなぐケースや、かかりつけ医からの紹介で受診されるケースがございます。早い段階での相談・早期発見・早期受診により様々な対策が可能となりますので、認知症対策として意識しながら計画にも反映してまいります。

【委員】

要介護3以上で認知症を患っておられる方の在宅生活においては、口腔ケアがきちんとできていないと疾患を引き起こす要因となります。まずは診察の機会を確保することが重要ですので、訪問診療をご希望でしたら出向きますので、ご遠慮なくお声がけください。

【事務局】

歯科医師会の先生方には口腔ケアに関する会議でもお世話になっており、ケアマネジャー、施設職員、デイサービス職員等を対象とした研修を毎年実施いただいております。口腔ケアの重要性を継続的に伝えていただいておりますので、今後も継続的に取り組めるよう、ご協力をお願いいたします。

【会長】

最後に、資料107ページから121ページの「サービスの未利用の理由」について、サービスを使わない理由は個々の事情があると思いますが、利用に至る場合どのような情報や支援があれば利用しやすいか、という観点も含めて伺います。

【委員】

サービス未利用の項目に関しまして、私自身も要介護1の要介護者ですが、身体障害者手帳をお持ちで一緒に活動されている方の多くは、サービスを探すというよりも、いかに自立して社会に出ていくかという点に重きを置いておられます。私自身も、本日は別の理由で家族に送ってもらいましたが、普段は自分でも運転しております。

ハンディキャップをお持ちでも、すべてサービスでの解決ではなく、いかにご自身の意識で自立して生活していけるかという方向に持っていくことが大事ではないかと感じております。私もまだ70歳前ですので自分で動きたいと思っており、自立した生活への移行が遅れるほど、前の段階に戻ろうとされなくなるのが現状かと思います。そうした観点も含めて、身体障害者福祉協議会としても議論していくことが、今後大事になってくると考えております。

【会長】

ほか、いかがでしょうか。

【委員】

常日頃感じておりますのは、丹波市は計画策定に当たってアンケート等のエビデンスを基に、市民の実情を事実として踏まえた上で計画を作成される市役所であるということでございます。この在宅介護実態調査も、次期高齢者福祉計画の中で施策・方針に反映されていくものと、健康福祉事務所として期待しているところでございます。

ただ1点、資料107ページ以降については、N値が少ない中でこの分析結果をどのように反映させていかれるのか、少し理解が追いついていない部分がございます。

【事務局】

第10期事業計画策定に向けて、今回のアンケート調査に加え、前回ご報告した一般高齢者・要介護認定者の基礎調査、今後予定している事業者向けアンケート調査も実施予定です。これらを総合的に勘案し、国の指針も踏まえながら事業計画を策定してまいります。

また、本調査について、N値が低いことは事実ですが、本資料も大事に活用してまいります。

【会長】

それでは、全体を通じまして、ご意見いかがでしょうか。

【委員】

今回の調査の目的は、高齢者等の適切な在宅生活と各介護者の継続の実現に向けた介護サービスのあり方を見るものですが、これは大きな計画として、介護を必要とする人がどのような住宅・施設環境にあるかという点、そして介護する人が働きながら介護を継続できるという前提に立っていると思います。介護を受ける方の年齢層、家族のあり方など、内容ごとにテーマを設定して進められる大きな社会実験のようなものではないかと思います。

第10期を策定する本年は、国の計画も発表され、それに従って調査が行われていくこととなります。回収数のN値は少ないと感じる方もおられるかもしれませんが、あるべき姿が少しずつ形づくられてき

ているのではないかと思います。第10期に向けた方針はまだ決まらないと思いますが、スタートの年として相応のデータが集まってきていると感じます。今後ともよろしくお願いいたします。

【事務局】

委員ご指摘のとおり、国の指針が令和8年7月に示される予定です。その時期には各種調査結果が出そろい、第9期事業計画の課題や今後に向けた課題の洗い出しを行ってまいります。国の指針に準じつつ、人口減少・生産年齢人口減少という丹波市独自の課題、在宅での家族介護、介護サービス事業所の定員数等のサービス供給量も踏まえ、第10期計画を策定してまいります。本日いただいたご意見も踏まえ、計画策定に反映させていきます。

【会長】

委員の皆様、多くのご意見をありがとうございました。事務局は、本日のご意見を踏まえた上で取組内容を検討し、よりよい計画を作成していただきます。協議事項はここまでといたします。

5. その他

【会長】

次第5「その他」に移ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

令和8年度第2回介護保険事業運営協議会の開催についてご連絡いたします。次回は令和8年7月30日（木曜日）の開催を予定しております。

なお、現委員の皆様の任期は令和8年5月31日までとなっております。任期中、ご多忙の中ご出席いただき貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。次回協議会からは改選後の新委員の皆様による協議となりますが、それぞれのお立場で引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

【会長】

最後に、委員の皆様、何かございませんでしょうか。

6. 閉会

【会長】

それでは次第6「閉会」に移ります。副会長、閉会のあいさつをお願いいたします。

【副会長】

本日は皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。事務局の立派な資料に感謝申し上げます。次回7月は新メンバーによる開催となりますが、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。